

令和元年度第 1 6 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和元年 1 1 月 2 6 日

担当部・課：復興事業部集団移転推進課〔内線 5 4 8 5〕

<b>① 件 名</b>	
東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の見直しについて	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>  東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成 2 4 年 1 2 月 1 日告示により定め、同区域内から個別に住宅を移転する被災者に対し補助金を交付している。</p> <p>消費税及び地方消費税の税率が改定されたことに伴い、令和元年 1 0 月 9 日付けで社会資本整備総合交付金交付要綱の一部を改正したことを受け、県から、1 0 月 3 0 日付け補助限度額の見直しを含めた改正内容について通知された。</p> <p><b>【目的】</b>  補助金限度額を改正することにより、移転者の消費税増税分の負担軽減を図る。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>  社会資本整備総合交付金交付要綱  （平成 2 2 年 3 月 2 6 日国官会第 2 3 1 7 号）  住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱  （平成 2 1 年 3 月 2 7 日国住備第 1 5 9 号）  東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱  （平成 2 4 年石巻市告示第 3 4 4 号）</p> <p>〔震災復興基本計画との整合性 震災復興基本計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕  石巻市震災復興基本計画  第 3 章 施策の展開 施策大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す  2 住まいの再建 （1）恒久住宅の復旧・復興</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 2 4 年 1 2 月 1 日	災害危険区域の指定 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の制定
平成 2 6 年 3 月 2 8 日	（国）社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正
9 月 3 0 日	東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正
平成 3 1 年 3 月 2 9 日	（国）社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正
令和 元年 7 月 2 2 日	東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正
1 0 月 9 日	（国）社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正
1 1 月 1 8 日	東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正（適用：令和元年 1 0 月 1 日遡及適用）

⑤ 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業のうち、以下の経費について、補助限度額の引き上げを行う。

(1) 危険住宅の除去等に要する経費

項目	改正前	改正後
移転費用	95万7千円	97万5千円

(2) 住宅の建築等に要する経費

項目	改正前	改正後
建築物本体の建築又は購入	457万円	465万円
敷地造成	59万7千円	60万8千円

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

個別に住宅を移転する者に対し、早期の住宅再建が図られる。

【財源措置】

国：10/10（東日本大震災復興交付金3/4、震災復興特別交付税1/4）（現計予算で対応）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

⑨ その他

石巻市防災集団移転促進事業費補助金についても、令和元年10月に同額改正している。